

議 第 3 8 号

漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

本市漁港管理条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）2月25日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市漁港管理条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市漁港管理条例（昭和52年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号2 漁船以外の船舶の場合の表 〃 100トン以上の項中「1,300円」を「1,500円」に改める。

別表第1第2号の表1 工作物を設置する場合（3又は4に該当する場合を除く。）の項中「90円」を「100円」に、「130円」を「140円」に改め、同表3 管類を設置する場合の項中「180円」を「150円」に、「250円」を「220円」に改める。

別表第2第1号の表砂利の項中「175円」を「180円」に改め、同表土砂の項中「135円」を「140円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新潟県柏崎市漁港管理条例の規定は、施行日以後に利用の届出又は占用若しくは採取の許可を受ける者について適用し、同日前に利用の届出又は占用若しくは採取の許可を受けている者については、当該利用又は許可の期間に限り、なお従前の例による。

新潟県柏崎市漁港管理条例（昭和52年5月19日条例第24号）

改正後

別表第1（第14条関係）

(1) 利用料

2 漁船以外の船舶の場合

区分	漁港所在地の船舶 1年につき	漁港所在地以外の 船舶1日につき
(略)		
〃	100トン以上	1,500円
		150円

(2) 占用料

区分	算定の基礎	占用料の額	
		漁業関係者	漁業関係者以外 の者
1 工作物を設置する場合 (3又は4に該当する場合を除く。)	1平方メートル1年につき	100円	140円
(略)			
3 管類を設置する場合	1メートル1年につき	150円	220円
(略)			

別表第2（第14条の2関係）

(1) 土砂採取料

種別	単位	採取料
砂利	1立方メートル	180円
土砂	1立方メートル	140円
(略)		

改正前

別表第1（第14条関係）

(1) 利用料

2 漁船以外の船舶の場合

区分	漁港所在地の船舶 1年につき	漁港所在地以外の 船舶1日につき
(略)		
〃	100トン以上	1,300円
		150円

(2) 占用料

区分	算定の基礎	占用料の額	
		漁業関係者	漁業関係者以外 の者
1 工作物を設置する場合 (3又は4に該当する場合を除く。)	1平方メートル1年につき	90円	130円
(略)			
3 管類を設置する場合	1メートル1年につき	180円	250円
(略)			

別表第2（第14条の2関係）

(1) 土砂採取料

種別	単位	採取料
砂利	1立方メートル	175円
土砂	1立方メートル	135円
(略)		